

総合科学技術会議が行う評価について

総合科学技術会議は、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行い、その結果を公開するとともに、推進体制の改善及び予算配分に反映させるよう関係府省に提示する。また、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、各府省における科学技術の施策について評価を行う。

ただし、国が関与して実施するプロジェクト等は、関係府省の政策評価等の対象となりうるものであり、本会議が対象とするものは、このうち国家的に重要な意味合いがあると判断されるものであり、何が国家的に重要であるかという判断・決定は、総合科学技術会議で行うこととなる。また、そのため、どのような研究開発をどのような方法で評価するか等、評価を実施するのに必要な事項について調査・検討を総合科学技術会議において行うこととする。

評価対象等の例

対象

- ・ 複数の府省にまたがる研究開発
- ・ 研究開発事業の一定期間及び一定額以上のもの
- ・ 一定規模以上の国際的な研究開発
- ・ 内外の研究開発動向・社会経済情勢の変化等により改善等が必要なもの 等

観点

- ・ 推進戦略等の政府の基本方針に沿って推進されているか
- ・ 当該ミッションが達成されたか
- ・ 投入資金に対して十分な成果が得られたか
- ・ 国際的に卓越した研究や革新的な知見の開拓がなされているか
- ・ 国際的な役割分担がなされているか
- ・ 効果的・効率的な実施体制となっているか
- ・ 不必要な重複など府省縦割りの弊害はないか 等

方法

- ・ 関係組織の実施した当該研究開発の評価結果の調査（再評価）
- ・ 専門家からの事情聴取、現地調査
- ・ 評価結果の反映状況について調査 等